

# 屋外広告物法①

「良好な景観」「風致の維持」「危害の防止」

→ 助言、報告の 命令 ではない

# 屋外広告物法③

## 3-1 「禁止できる地域」

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種中高層
- 景観地区
- 文化財保護法で指定された建造物の周囲
- 森林法 など

× 農業振興地域  
 × 歴史的風致形成  
 建造物の周囲

## 3-2 「禁止できる物件」

- 街路樹 など

## 3-3 危害防止のため必要あれば

# 屋外広告物法④

必要あれば都道府県知事の 許可制 とすることができ (3条で禁止されているものを除く)

届出制 も 登録制 でも OK  
区域合併でも OK

× 広告物の内容

# 屋外広告物法⑤

必要があれば 広告物の形状、面積、色彩、意匠や  
掲出物件の形状、設置の方法を 定める ことができ  
(3条で禁止されているものを除く)

# 屋外広告物法⑦

## 7-2 代執行手続

違反物に対し、相手方が不届知 ではない場合、

除却しなくてはならない場合は、あらかじめ相手の期限を定めて  
公告しなければならず、是ちに除却する ことではない

除却期限5日以上 (ガイドライン3条)

## 7-4 「簡易除却」

停止を命じる ことができないのは

広告物を 表示 し、設置 し、管理する者 が対象

(× 製作者)

できない

- 相手方が 不届知 ではない
- 相当の期間が経過している

ではない

- 管理 しない、放置 していることが  
明らかではない (はしれぬはOK)
- 容易に取りはがせない

# 屋外広告物法⑩

登録の期間は 5年

登録ではない

- 取り消され処分 から 2年経たない
- 営業停止期間 が経過している
- 業務主任者 を 兼任 している ↓

× 営業停止命令 の処分から  
2年経ってない

条例違反した場合、登録の取り消し、

または 6か月以内 の 営業停止 を命ずることができ

× 屋外広告物法 (27) 「大都市の特例」

政令で定めるものは指定都市を除き、中核市が処理することとしている

都道府県知事との協議は必要ない

中核市の長との

× 屋外広告物法 (28) (3~5, 7, 8) ← 登録に関する規定は対象外

都道府県は屋外広告物条例の制定、改廃に関する事務を

あらかじめ市町村の長に協議の上、景観行政団体である市町村が

処理することとしている

制定する条例の内容について

都道府県への協議、同意は不要 ☆☆

# 屋外広告物条例ガイドライン案

## ③ 「禁止地域」

- ・ 緑地保全地域 × 緑地重点地区
- ・ 景観地区 × 景観計画地区
- ・ 都市公園法 × 準住居地域
- ・ 森林法 × 臨港地区
- ・ (知事が指定する区域その他)
- ・ 自然環境保全法

## ⑧ 「広告物活用地区」

3条以外の場所を指定できる  
その区域では知事の確認を受けなければ  
5.6.14は適用しない。

## ⑨ 「景観保全型広告整備地区」

3条および6条の地域で指定できる  
(義務はない)

## ⑪ 「適用除外」

- ☆ 選手運動ポスター 30 60
- ☆ 政治活動のための広告物 3x 60  
禁止地域には表示できない
- ☆ 公衆の利便、道標など 30 6x  
許可は必要
- ・ 規則に適合する自動車に表示するもの 30 60  
(大型表示ものはX)

## ⑫ 「経過措置」

新たに規則対象とした場合、  
★ 3年間 その規則は適用しない  
(それは許可の期間)

## ★ ⑮ 許可等の期間および条件

- ・ 許可等の期間は 3年を超えてはならない  
やむを得ない場合でも
- ・ 許可等をする場合、必要な条件を附することはできる

## ⑯ 変更、改造する場合 許可が必要

(軽微なものを除く)

## ⑰ 許可に係る証票は 広告物も掲出物件に貼付

## ⑲ 広告物に表示、設置、管理するもの、所有者、占有者は

良好な状態に保持しなければならない

## ⑳ 設置が必要としたときは

遅滞なく除去 → 知事に届出

## ㉓ 違反した広告物の除却期限は 5日以上

## ㉖ 広告物に表示するものは 管理するもので置かなければならない (届出必要)

## ㉗ 管理者を変更する場合は遅滞なく知事に届出

## ㉚ 「登録申請」

・ 死亡、合併、破産など、その日から30日以内に  
知事に届出しなければならない

・ 有効期限は 5年

・ 満了後、引き続き広告業を営む場合、  
更新の登録を受けなければならない  
(満了日の30日前までに申請)  
(講習会の受講は必要ない)

## ㉛ 営業所ごとに 業務主任者を選任 ← 届出不要

- ↑ (管理者は届出必要)
- ・ 試験に合格した者の
- ・ 知事主催の講習会の課程で修了した者 (認定は受けなくてもOK)

32-2  
営業所ごとに 公衆の見やすい場所に  
標識 (番号、登録番号など) を  
掲げなければならない

# 景観法

- ★ 景観重要建造物や重要樹木の変更には長の許可が必要
- ★ 景観計画区域内における、条例の決定に適合する広告物の表示(新築、増築、移転、改修)によりて景観法の届出は不要  
↓  
建築物や工作物の建設を行うものは長に届出必要
- ★ 景観協定において形態表匠に関する基準を定めることができる  
↳ 制限は必ず定める
- ★ 景観法の規定による届出と団体が受領した日から30日を経過したあとでは、届出に依る行為は着手してはならない  
長は、支障がないと認めるときは期間を改正することができる

# 建築基準法

- ★ 高さ4Mを超える広告塔は、工事着手前に建築確認、設置工完了後は、検査済証の交付
- ★ (国の市町村の建築物の敷地内については適用しない) 建築主、工事の請負人に対して
- ★ 特定行政庁... 違反工作物に対する除去命令 (建築監視員は必ずしない)
- ★ 建築監視員... 緊急で仮の使用停止命令、施工停止命令
- ★ 高さ3Mを超える広告塔、屋上に設けたものの主要部分を不燃材料で造りまたは覆わなければならない
- ★ 高さ20Mを超えるもの避雷設備

# 建設業法

- ★ 工賃代金が4000万以上... 特定建設業の許可 (×一般建設業)  
... 主任技術者に加えて監理技術者
- ★ 建設業を営むことができる者は、国土交通省(2人以上)や都道府県知事の許可が必要 (軽微なものにのみ)、地域制限はない
- ★ 都道府県知事は、許可なく建設工事として行おうとする者に対し、必要な指示をできるに加えて、一年以内の営業停止を命ずることができる

# 労働安全衛生法

- ★ 快適な作業環境の形成
- ★ 事業者は産業医から勧告を受けた場合、尊重する義務を負う  
↳ 内容を衛生委員及び安全衛生委員会に報告
- ★ 厚生労働大臣は労働災害防止のための事項を定め、研究を策定しなければならない
- ★ 事業者は、安全管理のための教育、研修を受け、機会を与えるよう努めなければならない (×与えなければならない)

## 道路法

→ 221の120K

- ※ 占有物件に新たに道路の構造、交通に支障を及ぼすおそれのある物件を添加する場合、既存の占有とは別に道路管理者の許可が必要
- 道路管理者は、工事のため必要が生じた場合、占有許可の制限、禁止、取り消しができる
- 道路管理者は道路の構造に関するものを自ら行うことができる
  - ↳ その場合、占有者に対して通知しなくてはならない
- 道路管理者は（工事のため必要が生じた場合を除く）道路の構造、交通に著しい支障が生じた場合、その他必要が生じた場合、占有許可の取り消し、通常受けるべき損失を補償しなくてはならない

## 行政代執行法

- 法律に特に直接命じられた行為、行政庁に命令せられた行為
- 「不履行で放置することを著しく公益に反すると認められ、他の手段においてその履行を確保することを困難」
- 他人の代わって行うことのできる行為に限る
- 戒告 → 代執行命置  
(文書) 等